

告示

埼玉県告示第六百十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和八年九月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般 国道	百二十五号	久喜市佐間字西二一八番二地先から 加須市北大桑字大宮一〇五一番一地先まで
県道	馬引沢飯能線	狭山市大字根岸字中道通六八六番一―地先から 飯能市大字芦荊場字上ノ原三五四番四地先まで

二 指定する期日

令和八年九月一日